

契 約 書 (案)

長野県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、令和6年度改訂の「旅券申請のご案内」及び「受理票（兼旅券引換書）」（以下「旅券申請案内等」という。）への広告掲載について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（業務概要）

第2条 発注者は、受注者に対して広告枠に広告掲載を行う権利を売却し、受注者は広告掲載料を支払うものとする。

2 受注者は、広告枠への広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）を募集し、当該広告主の広告を発注者に提出する。

3 発注者は、受注者から提出された広告を受注者に売却した広告枠に掲載する。

（広告枠の規格等）

第3条 旅券申請案内等の広告枠の規格、掲載位置、広告枠の数等は、別添仕様書のとおりとする。

（広告掲載料）

第4条 広告掲載料の総額は金 円とする。
（うち消費税及び地方消費税額 円）

（契約保証金）

第5条 受注者は、契約保証金 円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

2 発注者は、契約期間が終了したときは、速やかに契約保証金を受注者に返還する。

3 契約保証金には、利息を付さない。

契約保証金を免除する場合

第5条 契約保証金は 円とし、その納付は免除する。

2 受注者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

（広告掲載料の納付方法等）

第6条 受注者は広告枠の広告掲載料として第4条に定める金額を、発注者が第9条第1項の広告の原稿の引渡しを受けてから10日以内に、発注者の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 受注者は、広告掲載料を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を発注者に支払わなければならない。

(広告主及び広告の基準等)

第7条 広告主及び広告枠に掲載することができる広告は、長野県旅券事務広告掲載要綱及び長野県旅券事務広告掲載要領に定める基準（以下「掲載基準」という。）を満たすものでなければならない。

- 2 受注者は、旅券申請案内等の内容等を考慮し、誌面と関連のある広告を掲載するよう努めなければならない。

(広告の原稿の作成及び提出)

第8条 広告の原稿は、受注者が作成するものとする。

- 2 広告の原稿の作成に要する経費は、受注者が負担するものとする。
- 3 受注者は、発注者が指定する期日までに、当該広告の原稿を発注者が指定した場所に提出しなければならない。

(広告主及び広告の審査)

第9条 前条第3項の規定により広告の原稿が提出されたときは、発注者は、当該原稿に係る広告主及び広告（以下「広告内容」という。）を審査し、広告内容が適当なときは、広告の原稿の引渡しを受ける。

- 2 前項の審査の結果、広告内容が掲載基準を満たしていないときその他広告内容が不適当なときは、発注者は受注者に対し、広告内容の補正等を指示するものとする。
- 3 前項の指示があったときは、受注者は、発注者が指定する日までに広告内容の補正等を行わなければならない。この場合において、指示の内容が広告の補正であるときは、受注者は、発注者が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。
- 4 前項の規定による補正等を行った後の広告内容の審査については、第1項の規定を準用する。

(契約の解除)

第10条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 第6条第1項に規定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第10条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(広告掲載料の返還)

第 11 条 発注者は、徴収した広告掲載料を還付しないものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由がないと発注者が認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において還付する金額には利息を付さない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 12 条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 13 条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事故発生の報告)

第 14 条 受注者は、業務の実施に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 15 条 受注者は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 受注者は、広告の掲載に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、第 10 条の規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

4 前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

5 受注者は、第 1 項又は第 3 項の場合において、発注者の受けた損害が第 3 項に規定する違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 16 条 受注者は、第 10 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同項第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 17 条 受注者は当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(契約の費用)

第 18 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(管轄裁判所)

第 19 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、長野地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(その他)

第 20 条 この契約に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、発注者が定める。

(疑義の解決)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(A) この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者と受注者が同意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

〔注〕(A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和 年 月 日

発注者 長野市大字南長野字幅下 692－2
長野県知事 阿 部 守 一

受注者